

「職場の熱中症対策義務化」（2025年6月施行）の対策 はできていますか？

義務化される主な対策内容

改正された労働安全衛生規則により、2025年6月1日より以下の3点が事業者には義務付けられました。

（1）報告体制の整備

熱中症が疑われる作業員の報告ルートを明確化し、連絡先・担当者を定めて全作業員に周知する。

（2）実施手順の作成

作業中の異常時には迅速に冷却・休憩・医療対応ができるよう、緊急時対応マニュアルを事業所ごとに策定する。

（3）関係者への周知徹底

上記体制と手順を、作業員・管理者など関係者全員に周知する教育機会の確保が必要です。

なお、これらは「WBGT 28℃以上」または「気温 31℃以上」の環境下で、**1時間以上連続作業**または**1日4時間以上の作業**に該当する場合は対象となります。

ファニーデベロップメントの「カスタムエアコン」が果たす役割

ファニーデベロップメントが提供する

パレット一体型・移動式業務用スポットクーラー「カスタムエアコン」は、熱中症対策義務化に伴う現場ニーズに即応できる製品です。

熱中症対策においては「WBGT値を下げる措置」が強く推奨されています（例：送風、冷却、遮熱など）。この観点からも、「カスタムエアコン」は物理的かつ即効性ある対応策として有効です。

注意点：

カスタムエアコン単体では義務を完全に満たすものではなく、**手順書の整備や周知・医療体制との併用**が必須です。そのため、当社製品は「総合的な熱中症対策」の**一助**として位置づけられます。

[「カスタムエアコン」の詳しい案内、資料請求、ご相談はこちらから。](#)